

令和7年度 熊本県立天草工業高等学校 運動部活動に係わる活動方針

1 本校の運動部活動

男子：陸上競技部 ソフトテニス部 卓球部 野球部 弓道部
水泳部 バレーボール部 バスケットボール部 ハンドボール部
サッカー部 ソフトボール部 バドミントン部
ボクシング部

女子：陸上競技部 ソフトテニス部 卓球部 バドミントン部
弓道部 バスケットボール部 水泳部

2 目標

- (1) 体力、競技力向上を目指し、体育・スポーツを積極的に推進するとともに、豊かな人間性や社会性を持った生徒を育てる。
- (2) 健康、安全、仲間を大切にする心を育成し、自己管理ができる力を養う。

3 練習等

(1) 練習日、練習時間

- ア 1週間の練習日は5日以内とする。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考査の1週間前からは、練習を中止する。
- ウ 夏季休業中の閉学日は練習しないこととする。
- エ 平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

(2) 下校時間

- 平日（3月～10月） 19：30
- 平日（11月～2月） 19：00
- 休業日及び長期休業中 18：00

(3) 上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

次のアとイの対象となる部活動は陸上競技部、ソフトテニス部、野球部、ハンドボール部、サッカー部、ソフトボール部、ボクシング部とする。

ア 休養日

部活動による本校活性化の観点から、生徒の能力、適正、健康や安全に十分配慮することにより、休養日を週あたり1日以上とする。

イ 体力強化と競技力向上の観点から、平日3時間程度、休業日4時間程度を上限として活動する。ただし、週あたりの練習時間は16時間未満を目標とする。

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は事前に校長の承認を得ることとする。

(4) 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が1週間前までに大会出場・参加伺、(県外で活動する場合は県外における練習試合実施届)を校長に提出し、承認を得る。また、運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加についても同様(県外で活動する場合は県外における運動競技会参加届)とする。

(5) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はたまらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。また、大会等への参加についても同様とする。

※具体的な落雷事故防止の対策については、本校の危機管理マニュアルを活用すること

4 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等の取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

(3) 練習計画表の作成

ア 毎月の活動計画を作成し、日々の活動状況を把握するとともに、生徒理解に努める。

また、保護者にも部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

本方針は、令和元年7月1日に策定、令和2年4月1日から施行する。

令和7年7月17日 一部改正